

積立定期預金規定改定箇所比較一覧表

改定前	改定後
積立定期預金規定 1. (預入れの期限等) (1) 積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。 (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。<u>預入れのときは必ず通帳を持参してください。</u> (3) この預金は、当店（口座開設店。以下同様とします。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。 <u>(追加)</u> 2－3. (省略) 4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、<u>第5条第5項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第5条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</u> 5. (預金の解約、書替継続等) (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合除き、満期日前の解約はできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名または記名のうえ届出の印章により押印して、通帳とともに当店に提出してください。 (3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または	積立定期預金規定 1. (預入れの期限等) (1) 積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。 (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。 (3) <u>この預金は現金に預入れによるほか、口座振替により預入れることができます。預入れの場合は必ずこの通帳を持参してください。</u> <u>(4)</u> この預金は、当店（口座開設店。以下同様とします。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。 2－3. (省略) 4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、<u>第5条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> 5. (預金の解約、書替継続等) (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合除き、満期日前の解約はできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名または記名のうえ届出の印章により押印して、通帳とともに当店に提出してください。 (3) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または

改定前	改定後
預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合 ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 預金者が預金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為 (5) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとしま	預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 預金者が預金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為 (6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとしま

改定前	改定後
す。 (6) 前2項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 6－8．(省略) <u>(追加)</u>	す。 (7) 前2項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 6－8．(省略) <u>9．(盗難通帳を用いた払戻し等)</u> <u>(1) 預金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> <u>① 通帳の盗難に気づいてから速やかに、当金庫への通知が行われていること</u> <u>② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u> <u>③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u> <u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</u> <u>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</u> <u>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。</u> <u>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u> <u>① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u> <u>A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u> <u>B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u> <u>C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事</u>

改定前	改定後
<u>9.</u>（譲渡、質入れの禁止） （1） この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 （2） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。 <u>10.</u>（取引の制限等） （1） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （2） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （3） 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 <u>11.</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） （1） この預金（期日指定定期預金については、同規定第1条第1項および第2項にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については、同規定第2条第1項にかかわらず）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを	<u>項について偽りの説明を行ったこと</u> <u>② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</u> <u>（5） 当金庫が当該積金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。</u> <u>（6） 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。</u> <u>（7） 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u> <u>10.</u>（譲渡、質入れの禁止） （1） この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 （2） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。 <u>11.</u>（取引の制限等） （1） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （2） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （3） 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 <u>12.</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） （1） この預金（期日指定定期預金については、同規定第1条第1項および第2項にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については、同規定第2条第1項にかかわらず）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを

改定前	改定後
担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は所定欄又は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。 ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。 ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。 (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>1.2.</u> (通知等) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>1.3.</u> (休眠預金等活用法に関する規定) (1) 休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 ① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げ	担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は所定欄又は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。 ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。 ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。 (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。 <u>1.3.</u> (通知等) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>1.4.</u> (休眠預金等活用法に関する規定) (1) 休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 ① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げ

改定前	改定後
る日のうち最も遅い日をいうものとします。 A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 C. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 ② <u>第1項第2号</u>において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、<u>当該各号</u>に掲げる事由に応じ、<u>当該各号</u>に定める日とします。 A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） B. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日 (a)異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。） (b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 C. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前<u>各号</u>に掲げる事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等 (3) 休眠預金等代替金に関する取扱い ① この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 ② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 ③ 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。 A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの	る日のうち最も遅い日をいうものとします。 A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日 B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 C. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 ② <u>第2項第1号B</u>において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、<u>次</u>に掲げる事由に応じ、<u>それぞれ</u>に定める日とします。 A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日） B. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日 (a)異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。） (b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 C. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前<u>AおよびB</u>に掲げる事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等 (3) 休眠預金等代替金に関する取扱い ① この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 ② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 ③ 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。 A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの

改定前	改定後
入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。） C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと ④ 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。 A. 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること B. この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること C. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと <u>1.4.</u>（準拠法、裁判管轄） この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 <u>1.5.</u>（規定の変更等） （1）この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表の際に定める運用開始日から適用されるものとします。 以 上	入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。） C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと ④ 当金庫は、次(削除)に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。 A. 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること B. この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること C. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと <u>1.5.</u>（準拠法、裁判管轄） この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 <u>1.6.</u>（規定の変更等） （1）この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表の際に定める運用開始日から適用されるものとします。 以 上